

# プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について

平成29年8月16日  
木津川市総務部長

## 1 趣旨

市が発注する委託業務等において、創造性や効率性等業務内容を総合的に評価するプロポーザル方式により業者選定を行う事例が多くなってきています。

また、プロポーザル方式による業者選定は、入札と比較すると、対象業務にふさわしい業者を選定できる一方、選定までの経過が市民にわかりにくいものになっています。

つきましては、プロポーザル方式による業者選定手続について、より一層の公正性・透明性・客観性を確保し、木津川市情報公開条例第1条に規定する市民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた市政を推進するため、本基準を制定するものです。

なお、本基準は、プロポーザル方式により行う業者選定に応募する団体・法人に対して事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とします。

## 2 対象となる契約

プロポーザル方式により契約優先候補者を1者又は数者選定する契約。

## 3 情報公開対象文書及び基準

○：開示、△：部分開示（注1）、×：不開示

情報公開対象文書（例示）			契約締結前 （注2）	契約締結後 （注3）
提案	事業提案に関する書類	参加意向申出書	×	○
		企画提案書	×	△
		受注体制文書、見積書等	×	△
	法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	△
		財務諸表等	×	△
募集	仕様書、募集要項		○	○
	事業者を選定するための評価項目・配点		○	○
選定	評価結果（注4）		△	△
	選定委員会	委員名簿（注5）	○	○
		議事内容の記録	×	△

(注1) 「△：部分開示」とは、木津川市情報公開条例第5条第1号から第4号に規定する情報を除く開示をいう。

第1号……個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。

第2号……法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

第3号……法令等の定めるところにより、明らかに公にすることができないとされている情報。

第4号……犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。

(注2) 契約締結前、提案に関する書類は、木津川市情報公開条例第5条第5号に該当し、実施機関等の間における審議、検討、協議等に関する情報であって、適正な意思決定に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報は含まない。

(注4) 評価結果は、契約優先候補者決定後に被選定者が特定できない形で開示できることとする。また、提案事業者には、契約優先候補者決定後に自己の評価結果を情報提供することができる。

(注5) 選定委員会の委員名簿は、契約優先候補者決定後に開示できることとする。

#### 4 ホームページ上の公表

契約優先候補者の決定後、次の事項を市のホームページに掲載し、掲載期間終了後も開示の対象とする。

- ①業務名
- ②業務概要
- ③契約優先候補者及び次点者の名称
- ④所管課の名称
- ⑤その他必要事項

**5 この基準によらない場合**

特別な事情によりこの基準によらない場合は、情報公開担当課と協議の上、別途定めることとする。

**6 適用**

この基準は、平成29年8月16日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。